

軽度者に対する福祉用具貸与例外給付に関するQ&A

確認期間について

Q1. 確認期間はいつまでか。

A1. 認定の有効期間終了日が、確認期間の終了日となる。

Q2. 初めて福祉用具貸与の例外給付を利用する場合、確認期間はいつからになるのか。

A2. 申請書に記入している利用開始日からになる。

ただし、利用開始日が過去日の場合はこの限りではない。Q4を参照。

Q3. 確認期間が終了したが、引き続き福祉用具を利用する場合どのようにすればよいか。

A3. 再度申請が必要。確認期間は認定有効期間の終了日までのため認定更新の結果がでた後、速やかに申請を行う。

遡及について

Q4. 確認書の提出が遅れた場合、遡及はあるのか。

A4. 原則、確認日の属する月の初日までしか遡及は行わない。

Q5. 認定の結果が出たのが認定開始日の翌々月だった。確認期間の遡及は可能か。

A5. 認定の結果が出るのが遅くなった場合など、やむを得ない事由（ケアマネジャーの責によらない事由）の場合は、事情を考慮し確認期間を遡及する。そのような場合には、遅れる旨を事前に八頭町に相談すること。

提出について

Q6. 要介護認定の新規申請中だが、いつ例外給付の申請を行えばよいか。

A6. 認定結果が出てから申請を行うこと。ただし、医師への意見の聴取・貸与の必要性の検討等、例外給付の対象になるかの判断は、必ず貸与開始前に行うこと。

Q7. 要介護認定の区分変更申請中だが、いつ例外給付の申請を行えばよいか。

A7. 新規申請中と同様、認定結果が出てから申請を行うこと。例外給付の対象になるかの判断についても同様に行うこと。

Q8. 認定申請（新規申請）と同時に例外給付の申請をすることは可能か。

A8. 原則、認定結果が出てから申請を行うこと。ただし、医学的所見による状態像の判断と、サービス担当者会議等を通じた適切なマネジメントによって早急に福祉用具貸与が特に必要であると判断を行った上での暫定ケアプランによる申請のみ可とする。なお、貸与にあたっては認定決定前（要介護度が未定）であるため、利用者に対し自己負担の可能性を説明したうえで行うこと。

Q9. 末期がん等の速やかに福祉用具の利用が必要な被保険者の例外給付申請も原則とおり貸与開始前にする必要があるか。

A9. 主治医の所見に基づく適切なケアマネジメントの結果、例外給付が可能な状態であると判断された場合には、申請前の貸与も可能。ただし、遡及できる期間はQ4のとおりのため注意が必要。

Q10. 認定有効期間中であるが、状態悪化等により現在貸与している物を変更したい場合は再度確認書の提出は必要か。

A10. 同一種目の場合は、提出の必要なし。

※八頭町への提出が不要だけであり、サービス担当者会議を開催し適切なマネジメントを行っていることが前提。

異なる種目の場合は、提出の必要あり。（例：体位変換器⇒床ずれ防止用具）

Q11. 認定有効期間中に、貸与種目及び貸与品目が増えた場合は、再度確認書の提出は必要か。

A11. 種目が増えた場合は、提出が必要。

【例：特殊寝台のみレンタルしていたが、今後はサイドレール（特殊寝台付属品）もレンタルしたい。】

品目が増えた場合（同一種目の場合）は、提出不要。

【例：今まで特殊寝台とサイドレール（特殊寝台付属品）をレンタルしていたが、サイドテーブル（特殊寝台付属品）を追加でレンタルしたい。】

※八頭町への提出が不要だけであり、サービス担当者会議を開催し適切なマネジメントを行っていることが前提。

Q12. 事業所が変更となった場合、すでに変更前の事業所が例外給付申請をして八頭町から確認通知を受け取っているが、再度確認書の提出は必要か。

A12. 事業所が変更になった場合でも、変更前の確認期間は有効なものとして取り扱う。事業所を変更する旨を八頭町に連絡の上、事業所間の連携（確認通知の写しを変更後事業所に渡す）があれば、再提出不要。

Q13. 町外から転入してきた被保険者が、転入前の市町村で例外給付の確認を受けていた場合、再度八頭町に確認書の提出が必要か。

A13. 保険者が確認する必要があるので、八頭町に対して提出が必要。

Q14. 福祉用具貸与にあたりサービス担当者会議を開催したが緊急だったため、主治医の意見聴取が間に合わなかった。サービス担当者会議開催後に主治医の意見は聴取したが、通常通り軽度者の申請を行っても問題ないか。

A14. 主治医の意見に基づいてサービス担当者会議を開催することと定められているため、主治医の意見を確認する前に行なったサービス担当者会議では軽度者に対する福祉用具貸与を根拠付けるものとみなすことができない。主治医の意見をもとに再度サービス担当者会議を開催すること。

Q15. 主治医意見書の開示が間に合わない。診断書も頼めないし、主治医から意見を聴取したいが、直接連絡も取れない。それでも主治医の意見がないと申請を行っても対象とならないのか。

A15. 主治医の意見に基づいて例外的に給付を認める制度である。どのような場合でも主治医の意見がない場合は確認できない。どうしても文書や直接聴取する等の方法で主治医の意見をもらうことが難しい場合は、病院のケースワーカー等を介して主治医の意見をもらうこと。その場合は、経緯を支援経過にしっかり記録すること。

その他

Q16. 例外給付を受けている被保険者が福祉用具貸与の例外給付が中止となった場合、どのようにすればよいか。

A16. 八頭町へ、福祉用具貸与の例外給付中止の旨を連絡すること。

〈問い合わせ先〉
680-0463
八頭郡八頭町宮谷254番地1
八頭町役場保健課介護係
TEL (0858) 72-3555